

9 令和6年度 沼田市沼田中学校「いじめ防止基本方針」

1 学校いじめ防止基本方針といじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念(学校教育目標及び目指す生徒像)

①「沼田中学校いじめ防止基本方針」策定の意義

いじめは心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、ネット上のいじめは、いじめをより見えにくいものになっている。学校が一丸となって取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの解決には、生徒にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが大切である。そこで、本校におけるいじめ防止対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「群馬県いじめ防止基本方針」を受け、「沼田中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

②いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

- すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるようにする。
- いじめは心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であり、沼田市、学校、地域住民、家庭その他の関係者(沼田警察署、沼田市家庭児童相談室、沼田市教育研究所適用指導教室「きずな」、群馬県中央児童相談所北部支所など)との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

③沼田中学校の教育目標と重点目標

- 学校教育目標 「『高い知性・美しい心・強い身体』を磨く生徒」
- 重点目標 「自他を大切にし、思いやりと規範意識をもった『豊かな心』の育成」
「培う資質・能力の明確化と主体的・対話的で深い学びによる『確かな学力』の育成」
「生涯にわたって運動を楽しむ基盤となる『健やかな体』の育成」

(2) いじめの防止等の対策に関する基本認識

①いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」により、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に**在籍**している等当該児童生徒と**一定の人的関係**にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の**対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**」と定義する。

②いじめに対する基本認識 ～「いじめはどの学校・学級・子どもにも起こり得る」という認識をもつ～

- いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

③未然防止に向けた基本認識 ～人権尊重の精神に基づき、生徒主体のいじめ防止活動を推進する～

- 望ましい人間関係や**互いのよさを認め合う環境**をつくる。
- 道徳・特別活動**を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- 生徒が**いじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団**をつくる。
- 常に**危機感**をもち、いじめ問題への取組を**定期的に点検**して、改善充実を図る。
- 学校生活での悩みの解消を図るため、**心の教室相談員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー**等を活用する。
- 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- 教職員研修の充実**、教育相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- 地域や関係機関と**定期的な情報交換**を行い、日常的な連携を深める。

④早期発見に向けた基本認識 ～早期発見に取り組み、家庭・地域と連携して実態把握に努める～

- 生徒の声に耳を傾ける。 〈いじめ調査、生活ノート、個別面談、教育相談日 等〉
- 生徒の行動を注視する。 〈チェックリスト、生活振り返り用紙 等〉
- 保護者と情報を共有する。 〈電話、家庭訪問、三者面接、学年保護者会、PTAの会議 等〉
- 地域と日常的に連携する。 〈地域行事への参加、関係機関との情報共有 等〉

⑤早期解消に向けた基本認識 ～詳細な事実確認に基づく適切な対応を行い、関係者が納得する解消を目指す～

- いじめられている生徒やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪を促す。
- 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡**を行う。
- 必要に応じて県総合教育センターや県教育委員会義務教育課の相談窓口、市教育支援センター等の活用を図る。

⑥重大事態への対処に関する基本認識 ～重大事態(欠席など)を解消し、生徒の学校復帰の支援につなげる～

- 重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認められたとき、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたときをいう。
- 生徒が欠席し始めた当初から、生徒や家庭と関わりをもち、早期学校復帰を支援するため、要因が特定できない欠席初期の段階の対応に関する考え方や対応方策を事前に検討する。

(3) いじめの防止等の対策のための組織について

①いじめ防止対策委員会

隔週月曜日の「生徒指導委員会」を核とした組織を設置する。基本的な構成員は「校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談主任、心の教室相談員」。必要に応じて不定期に開催する「拡大いじめ防止対策委員会」は、いじめ防止対策委員会の他に、該当生徒の担任や学年主任、教育相談主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒会担当、PTA会長、沼田警察署スクールサポーターが構成員。

2 未然防止に向けた具体的な取組 ～自己有用感や自己肯定感を高め、認め合う雰囲気醸成～

(1) わかる授業づくり ～すべての生徒が参加・活躍できる授業の実現～

①授業中における生徒指導の充実

「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」といった生徒指導の4つの視点をいかした授業づくりに取り組む。

②確かな学力の定着

- わかる授業を充実させ、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る。
- 生徒が主体的に考える力を育む言語活動を取り入れ、思考や論理を導き出す知的活動や、感性や情緒、コミュニケーションの基礎を育む。そして、思考力・判断力・表現力等、社会生活に生きて働く力を高める。

(2) 学習規律の徹底 ～生徒が困らないようにするための居場所づくりに向けて～

①学びの約束「準備・挨拶・姿勢・返事・振り返り」

②「9年間の学びの連続性を踏まえた小中連携の充実を目指して」の「学習ルール」より

- チャイムスタート(授業の準備を完了して席に戻る)。
- 次の授業の準備をしてから休み時間にする。
- 指名されたらしっかり返事をする。
- 授業に必要な物を持ってこない。

(3) 学習集団づくり ～共に学び合い、高め合う仲間づくりに向けて～

- 話し合い活動、学級活動の充実
- 居場所づくり
- 絆づくり

(4) 生徒会活動の充実

①生徒が主体となって活動する場の設定

- よりよい人間関係を構築するために、あいさつ運動などを行う。
- 「沼田市いじめ防止子ども会議」や小中連携の「沼田中学校区いじめ防止子ども会議」等の取組を支援する。
- 生徒集会で、生徒会本部役員や生活委員会が中心になって、いじめ防止を呼びかける。

②生徒の行動指針の活用 ※平成25年度のいじめ防止サミットで策定された「いじめ防止宣言」の活用

私たちは、いじめは必ずなくすことができると信じ、いじめの問題から目を背けずに、私たち自身の問題として考えます。そして、笑顔にあふれた学校生活のために、自分から行動を起こすことを約束し、ここにいじめ防止を宣言します。

- 一、**勇気** わたしたちは、困っている人がいたら、自分のこととして考え、進んで行動します。
- 一、**思いやり** わたしたちは、相手のことを思い、お互いを大切にします。
- 一、**協力** わたしたちは、周りの人とよい関係をつくり、何事にも全員で取り組みます。

(5) 環境づくり ～場を浄める～

①いじめ防止活動強化月間の設置 ※5月と12月を「いじめ防止強化月間」とし、活動への意識を高める。

②広報紙やポスターによる情報提供・広報啓発活動

- 県教育委員会発行の広報紙やポスター等を通して、保護者や地域と協働していじめ問題の未然防止に努める。
- 生徒の活動を、学校通信や生徒指導通信、学年通信、学級通信等により、保護者や地域に周知を図る。

③学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築

- 社会全体で子どもを見守り、育むため、学校支援センターの活動を推進する。
- 小中連携及び家庭・地域連携活動の一環として各学校の代表者及び学校評議員の方々を、「沼田中学校区いじめ防止子ども会議」に招き、**学校・家庭・地域が一体となりいじめ問題について協議する機会を設け、いじめ防止に向けて地域ぐるみの対策を講じていく。**

(6) 道徳教育・人権教育の推進 ～「美しい心」を磨く生徒の育成～

- 思いやり、友情、規範意識、公正公平などの道徳的価値について考える「道徳の時間」を充実させる。
- 全体計画別業に即し、道徳教育を基盤に、自他の幸せを願い、感謝と思いやりの心をもって行動できる生徒の育成を目指す。
- 人権集中学習週間に、講話や人権映画の視聴、作文や標語づくりなどを通して、人権意識の向上を図る。
- 教職員の言動で、いじめを誘発、助長、黙認することがないように細心の注意を払う。
- 副読本や『私たちの道徳』、道徳通信などの活用をし、いじめを許さない心を育成する。

(7) 交流体験・社会体験の充実 ～自然や他者と関わることで生まれる喜びを実感する～

- 環境ボランティア委員会を中心とした学級ごとの花のテラスづくり、学校花壇づくりやプランターへの花植えなど、自然や動植物、他者と関わる体験活動を充実させ、命の大切さを実感させる。
- 職場体験(2年)では、勤労や職業の意義や価値を考え、他者とのかかわりを通して自分のよさや適性を理解し、自己にふさわしい進路を探索する能力や態度を育て、規範意識やマナーの向上、責任感やコミュニケーション能力を高め、社会の一員としての自覚をもてるようにする。

(8) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策 ～情報社会に生きる一人としての自覚～

①情報モラル講習会の実施

- 携帯電話や情報端末機器に関わる講習会を実施し、ネット上のいじめへの対策を図り、情報モラルに関する指導法の充実や改善に努める。生徒指導主事、情報主任、沼田警察署のスクールサポーター等による講習を実施(生活向上オリエンテーション、非行防止教室、情報モラル講習会、新入生説明会他)。

②情報モラル指導の充実

- 4月の生活向上オリエンテーションをはじめ、生徒を対象とした情報モラル学習の機会を年間に複数回設けたり、各教科の学習や総合的な学習の時間等において情報モラル教育を行ったりする。学年保護者会や三者面接で「沼田中学校SNS利用ルール」「家庭のルール」を配付したり、学期に1度の学力向上月間に「メディアコントロールDAY・WEEK」を実施したりしながら、啓発活動に力を入れる。
- 生徒会本部役員が中心となり、沼田中学校SNS利用ルールを活用し、その利用状況を生徒自ら振り返ることを通じて情報モラルを向上させる。

(9) 学校間の連携や他機関の協力体制 ～実効的な連携体制の構築～

①学校間の連携

- 生徒が在籍した小学校や、関わりのある中学校との情報交換を行う。

②相談窓口の周知

- 県総合教育センター「いじめ・生徒指導相談室」、県教育委員会義務教育課の相談窓口(いじめ110番)、中央児童相談所の「こどもホットライン24」、市適応指導教室等の相談窓口の周知を図る。

③他機関との連携

- 群馬県警察本部、沼田警察署のスクールサポーター等と連携して対応する。
- ネット上のいじめに対する対策として、各種相談窓口を活用し、情報モラルの向上に努める。

(10) 教育部活の推進 ～「心」の成長をより重視した道徳的実践の場～

①部活動の趣旨

- 沼田中学校の部活動は、生徒の自主的・自発的な参加によりスポーツや文化等に親しむことを通じて、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであり、「美しい心」「高い知性」「強い身体」の調和の取れた望ましい人間形成の育成のための道徳的実践の場として、次のような資質・能力の育成を図ることを目指す。
 - ・自主的、自発的な態度の育成
 - ・望ましい人間関係の育成
 - ・体力の向上と健康の増進
 - ・生徒一人一人の個性の伸長(自己肯定感の醸成)
 - ・ルールや時間を守る態度や礼儀等の育成
 - ・スポーツ、文化等における生涯学習の基礎の育成
- 生徒が自ら部活動の目標や計画を立案し、活動する場を意図的に設定することで、自主性、主体性を育てる。
- 部長会議で共通のめあてや目標を確認し、本校への所属意識を高め、協力して取り組もうとする態度を育てる。

②沼田市教育委員会提唱の「教育部活動」の趣旨

- 「心・技・体」の調和のとれた望ましい部活動の一層の充実を図るために、特に、「心＝道徳性」の面をより重視した道徳的実践の場としての部活動(教育部活)を推進する。

3 早期発見に向けた具体的な取組

生徒の小さな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有するために、意識を高めて生徒の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養う。また、定期的な面談やいじめ調査を実施し、複数の教師が結果を分析し、早期発見に努める。

(1) 生徒の声に耳を傾ける

①登校時、朝の会、帰りの会、授業中、休み時間などの観察

○朝のあいさつ運動、休み時間や保健室、廊下等における表情や様子から、心身の健康状態を観察する。

②いじめ調査の実施

○毎月第3月曜日に「悩み・生活振り返り調査(いじめアンケート)」を配付する。担任は速やかに目を通し、必要に応じて個別指導する。また、学年職員や生徒指導主事など、複数の目でチェックし、記述のあった生徒について、生徒指導委員会と共通理解を図る。さらに、**アンケートに命の尊さに関する資料を添付**し、いじめ問題への理解を促し、予防に努める。

③教育相談

○教育相談委員会を設置し、組織的な相談活動を展開する。基本的な構成員は「校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、各学年教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー」とする。

○毎週月・水・木曜日に勤務する心の教室相談員、年間30日金曜日に出勤するスクールカウンセラー、年間17日勤務するスクールソーシャルワーカーと連携し、充実した相談活動を進める。

○学期に一回、部活のない日を「教育相談日」とし、生徒の訴えに対して速やかに対応する。また、「生活ノート」を活用したりして、さまざまな悩みに対応する。

(2) 生徒の行動を注視する

○暴力を伴ういじめを目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。

(3) 保護者や地域からの情報提供

○授業公開日に行われる各学年保護者会等において、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。また、いじめの発見に対して協力を求め、保護者や地域住民からの訴えには耳を傾ける。

(4) 教職員の研修

○生徒指導委員会、職員会議、校内研修等の場において共通理解を図り、早期発見や早期解消に向けた具体的な取組、国・県・市の動向等を確認するなど、研修の機会を設ける。

4 早期解消に向けた具体的な取組

いじめの疑いがある場合、いじめ防止対策委員会が中心となり、「令和6年度沼田中学校いじめ防止基本方針」を参考にしながら迅速に対応し、事実の確認、被害生徒のケア、加害生徒への指導等、問題の解消までを行う。

○いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を丁寧に確認する。

○いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止対策委員会」を開き、対応を協議する。

○いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるため、必要に応じて保護者と連携を図りながら、一定期間、別室(相談室、保健室)等において学習を行う等の措置を講ずる。

○事実に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

○犯罪行為として取り扱ふべきいじめについては、教育委員会及び沼田警察署等と連携して対処する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態

○いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより児童生徒が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 学校による調査

○事実にしっかりと向き合おうとする姿勢を大切にす。

○いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

○当該生徒の保護者からの要望や意見を十分に聴取する。

○学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 初期段階のアセスメント

○欠席理由や必要な支援の見立てと個別支援

学級担任が、欠席(遅刻・早退を含む)理由を把握し、電話連絡や家庭訪問を実施する。

養護教諭や生徒や保護者とつながりのある教職員を中心にサポートチームを結成して支援にあたる。